

ー都税についてのお知らせー

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(火)までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

スマホアプリ

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで納付できます。

クレジットカード

インターネットの専用サイトから納税が出来ます。



インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ペイジー  にて
納税ができます。



口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、
12月10日までにお申込みいただくと、
固定資産税・都市計画税
第3期分からの口座振替
が可能です。



コンビニ



窓口

金融機関、郵便局、
都税事務所・都税支所・支庁の窓口



新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

【お問合せ先】

- ＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- ＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法





納期内納税にご協力をお願いします

都と区市町村では、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、12月の「オール東京滞納 STOP 強化月間」の期間中、都と区市町村が連携し、納期内納税の取組を推進しております。

【お問合せ先】主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039

【納税のご相談窓口】 納税が困難な場合は、ご連絡ください。

税金の種類	23区内	多摩・島しょ地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税種別割	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
軽自動車税種別割	各区役所	各市役所・町村役場

個人住民税については、共通納税システムで一括納付・給与支払報告書の提出が可能です。

詳しくはホームページを

ご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>



—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、令和4年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和4年12月28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ① 令和6年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④ 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間	新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）
減額される税額	当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和6年3月31日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

【税額の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{住宅の価格} & - 1,300\text{万円} = \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} & \times \frac{3}{100} \text{（税率）} = \text{税額} \end{aligned}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索



【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

● 減免の要件

1 住宅に係る要件

- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること

- 次の①、②のいずれかに該当すること

- ① 太陽光発電システム（※1）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の5割

- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については
主税局 HP をご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。
詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から
指定した期日に税額を引き落とす
ことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による
納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二
税などが複数の地方公共団体に対し
て、一度の操作で電子的に納税でき
ます。



納付事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月28日(水)	12月29日(木) ～1月3日(火)	1月4日(水)
都 税 の 納 付	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」を ご利用ください。	○
証 明 書 等 の 発 行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応の ATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。
また、パソコン等からのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所等



生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置について（23区内）



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品・構築物などの償却資産、事業用家屋が対象になります。

対象の固定資産	要件																		
償却資産	下表の対象設備のうち、以下の要件 3 つを満たすもの ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているもの ○生産、販売活動等に直接使用する設備であること ○中古資産でないこと ＜対象設備＞																		
	<table><tr><td>設備の種類</td><td>最低取得価格</td><td>販売開始時期</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>160 万円以上</td><td>10 年以内</td></tr><tr><td>工具（測定工具・検査工具）</td><td>30 万円以上</td><td>5 年以内</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>30 万円以上</td><td>6 年以内</td></tr><tr><td>建物附属設備※</td><td>60 万円以上</td><td>14 年以内</td></tr><tr><td>構築物</td><td>120 万円以上</td><td>14 年以内</td></tr></table>	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期	機械及び装置	160 万円以上	10 年以内	工具（測定工具・検査工具）	30 万円以上	5 年以内	器具及び備品	30 万円以上	6 年以内	建物附属設備※	60 万円以上	14 年以内	構築物	120 万円以上	14 年以内
	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期																
	機械及び装置	160 万円以上	10 年以内																
	工具（測定工具・検査工具）	30 万円以上	5 年以内																
	器具及び備品	30 万円以上	6 年以内																
	建物附属設備※	60 万円以上	14 年以内																
	構築物	120 万円以上	14 年以内																
※償却資産として課税されているものに限る。																			
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること																		
	○生産、販売活動等に直接供する家屋であること																		
	○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること																		
	○新築であること																		

適用期間

- 償却資産（構築物を除く）は、平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。
- 事業用家屋及び構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

（償却資産については償却資産班、事業用家屋については固定資産税班）

主税局 生産性革命

検索



来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申 告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納 税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

ー都税についてのお知らせー

にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を超過した税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例 1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例 2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ＡＴＭに誘い出す。
- ・ＡＴＭコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ＡＴＭの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925